

Kyoto Prefecture Hospital Association News

第21号

2022年1月

# 京都府病院協会 ニュース

《発行所》一般社団法人 京都府病院協会 《発行人》辰巳哲也 〒604-8585 京都市中京区西ノ京東桐尾町6 京都府医師会館内  
TEL 075-354-6072 FAX 075-354-6074 <http://www.fubyokyo.kyoto.med.or.jp/>

## 新年のご挨拶

「コロナ禍を乗り越え、新時代に希望を込めて」

京都府病院協会会長 辰巳哲也



新年明けましておめでとうございます。新春を迎え皆様におかれましては、お健やかに過ごされたこととお慶び申し上げます。今年もどうぞ宜しくお願い致します。

2019年12月以降、中国武漢市から広がった新型コロナウイルス感染症は全世界で感染が拡大し、日本でも第1例目の感染者の発生から約2年が経過し、2021年12月末での感染者数は174万人、死亡者数18390人となりました。これまで医療現場の最前線でご尽力頂きました医療従事者すべての皆さまに對しまして、心から敬意と感謝の意を表したいと思ひます。2021年11月に南アフリカで確認されたオミクロン株は瞬く間に欧米を中心に世界中に感染拡大が生じ、欧米などで過去最多を更新する感染爆発が生じました。日

されていますが、国には献身的にコロナに対応している医療機関等への十分な支援策を引き続き継続して頂くことを強く求めたいと考えます。

本でも年末から感染者が増加し、沖縄、広島、山口とともに東京、大阪などの大都市で過去にない速さで感染者の急増がみられています。京都も例外ではなく年明けから感染者の急増がみられ、いよいよ全国的に感染拡大の第6波に突入しました。オミクロン株はデルタ株よりも重症化リスクが低いとされますが、強い感染力により感染者が増えれば医療の逼迫が生じ、急速な感染拡大が続くと医療従事者を含めて暮らしを支えるエッセンシャルワーカーが出動できなくなり、社会機能の維持が困難となります。多数の変異があり不明な点が多いオミクロン株ですが、①迅速な検査体制の維持と重症化リスクのある人への早期対応、②中等症・重症患者への病床確保、③ワクチンの早急な追加接種、④中和抗体治療薬・新規内服薬の投与体制整備、⑤自宅・宿泊施設療養者へのきめ細かな対応など、感染者が急増することを念頭においた診療体制が必要とす。緊急支援事業補助実施医療機関の収支データ分析などが提示されコロナ対応への補助金が注視

門職種の協力、変形労働時間制の導入など、病院が決断していかなければならない制度改革が多々待っているかと思ひます。

2021年5月には「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が成立しました。医師の働き方改革が2024年に迫っている状況で、各医療機関では勤務医の正確な労働時間の把握、労働と研鑽の区別、当直許可の見直しなど多くの課題に取り組みされている最中かと思ひます。これまでは医師偏在や診療科偏在が是正されない環境下で、勤勉な医師達の献身的な努力が医師不足を補っていた感があります。ましてやコロナ危機に対応した診療体制を継続しながら、医師の働き方改革を進めて行くことの難しさも感じています。改正医療法には「地域の実情に応じた医療提供体制の確保」がその骨子に明記されています。医療機関は異なる地域事情を抱えており、一律に労働時間を短縮する議論が強調されることの危うさも感じます。一方で過重労働医師に対する健康配慮は言うまでもなく是正すべき課題です。今後、ICTを取り入れた労働時間管理、タスクシフト／シェアとしての医療事務作業補助者、看護師、薬剤師など多くの専

新興感染症が第8次医療計画に組み込まれようとする中、地域医療構想の実現に向けて議論が再開しようとしています。新型コロナウイルス感染症を経験し、重症患者への対応を含めた病床設備や人的資源が不足した教訓を活かし、日本における感染症への対応概念を一新した取り組みが求められています。外来医療機能も分化・連携が求められており、地域の実情に応じた平時と非常時の医療提供体制の確保を目指して、公立・私立など設立母体の多様性を越えた前向きな議論が展開されることを願っています。次期診療報酬改定においても重点課題に新型コロナウイルス感染症への対応や医師の働き方改革への対応が挙げられており、国には財源確保の必要性を強く申し上げたいと存じます。

新たな令和4年度がコロナ禍を乗り越えて、会員病院の皆さまにとって素晴らしい年となり、社会経済や人々の暮らしが元に戻っていく希望に満ちた新時代になることを祈念します。また会員病院の益々のご発展と皆さまのご多幸、ご健勝を心からお祈り致しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

令和3年度  
京都府保健医療・救急医療功労者等知事表彰

本会から  
個人2名、1団体が受賞

令和3年度京都府保健医療・救急医療功労者等知事表彰の表彰式が11月8日(月)に執り行われ、京都府病院協会からは保健医療・救急医療の各部門において、個人2名、1団体が受賞されました。受賞者は左記のとおり。先生方の受賞を心からお喜び申し上げますとともに、今後ますますのご活躍を祈念いたします。

《保健医療功労》

個人の部

尼川 龍一氏

(日本バプテテスト病院)

団体の部

市立福知山市民病院

《救急医療功労》

個人の部

小林 裕氏

(京都第二赤十字病院)



一般社団法人京都府病院協会

令和3年度  
病院長研修をWEB開催

京都府病院協会では、長引くCOVID-19感染症への対応のため、毎年恒例の病院長研修(現地の病院視察)が実施できなかったことを考慮し、少しでも役立つ有意義な研修会を提供するために、11月19日(金)にホテルグランヴィア京都において令和3年度病院長研修を開催。島根県立中央病院 病院長の小阪真二先生、社会医療法人ペガサス馬場記念病院 理事長の馬場武彦先生に講演をいただきました。

残念ながら、オンライン開催となりましたが、医師の働き方改革、タスクシフトに関する大変貴重な講演を頂戴することができました。

特別講演Ⅰ、島根県立中央病院 病院長 小阪真二先生からの「島根県立中央病院におけるデジタル化(業務効率改善ITによるタスクシフト)」と題した講演では、島根県立中央病院の統合情報システム

ムが示されたほか、医療機関、訪問看護・介護事業所等を相互につなぐ医療情報ネットワーク「まめネット」について詳細に説明、地域医療情報連携や地域包括ケア支援、COVID-19診療におけるまめネット利用事例等についても解説いただきました。



島根県立中央病院 院長 小阪真二先生

特別講演Ⅱでは、「医師の働き方改革」2024年4月までのスケジュール」として社会医療法人

ペガサス馬場記念病院 理事長 馬場武彦先生から、今後のスケジュールのほか、医療機関が課せられたタスク等について解説をいただきました。とりわけ、宿日直許可取得がされたほか、推奨タスクシェア・タスクシフトについて触れられ、今後、大きく進む可能性はあるものの、最も重要なことは医師自身の意識改革であるとの見解が示されました。



社会医療法人ペガサス馬場記念病院 理事長 馬場武彦先生



# 京都府病院協会主催

## 「看護師特定行為研修会2021」をハイブリッド開催

昨今、医師の働き方改革について取りざたされ、多くの病院でタスクが課され、労力が割かれている現状を考慮し、京都府病院協会では、打開策の1つとして看護師特定行為研修を12月17日(金)に開催しました。

医師の働き方改革を実行する上で、「医師免許を保有していなくとも実施可能な業務」を他職種に移管し、医師は「医師でなければ実施できない業務」に特化する「タスクシフティング」の重要性が挙げられており、特に外科術後管理、術中麻酔管理、救急領域などの特定行為を実施できる看護師を育成し、その活動を院内で支援していくことが、働き方改革の推進や医療の質向上に必要です。

今回は、国立大学法人滋賀医科大学医学部医学科麻酔学講座教授で看護師特定行為センター長の北川裕利先生を招聘し、研修会を開催しました。

講演では、看護師特定行為活動の効果として、特定看護師は研修や修了後のトレーニングにより身

体評価や急変対応に高い実践能力を取得しつつあるとした上で、研修で得られた知識を看護スタッフ教育に活かすことへの期待や患者からの医師よりも近い存在としての看護師であるとの評価が示されました。また、研修医の多い大学病院では、日中より夜間、緊急時などの人手の少ない時間帯での活躍が期待できるとの見解も示されました。

当日の資料については、本協会のホームページに掲載しているのでご参照ください。



看護師特定行為センター長 北川裕利先生

## 京都府との共催で「2021年度 リモート ECMO・人工呼吸講習会」を開催

京都府、京都府病院協会ではNPO法人ECMOnetの協力を得て、これまで新型コロナウイルス感染症の重症例を経験された京都府下の医療機関に勤務する医師、看護師および臨床工学技士等を対象に、新型コロナウイルス感染症の重症例に対する人工呼吸管理およびECMO管理の講習会を8月29日(日)に開催しました。

タスクフォースの先生方には、貴重な研修の機会をご提供いただき、誠にありがとうございました。



- |                        |     |        |        |       |
|------------------------|-----|--------|--------|-------|
| 京都府立医科大学附属病院集中治療部      | 理事  | 橋本 小   | 尾口 邦彦  | 辰巳 哲也 |
| 京都市立病院集中治療科            | 部長  | 小尾口 邦彦 | 大下 慎一郎 |       |
| 広島大学病院高度救急救命センター集中治療部  | 准教授 | 大濱 口   | 濱口 純   |       |
| 東京都立多摩総合医療センター救急救命センター | 医員  | 小倉 崇   | 小倉 崇   |       |
| 済生会宇都宮病院救急集中治療科        | 理事  |        |        |       |



### 謹賀新年

- |     |       |                  |
|-----|-------|------------------|
| 会長  | 辰巳 哲也 | (京都中部総合医療センター)   |
| 副会長 | 小林 裕  | (京都第二赤十字病院)      |
| 副会長 | 若園 吉裕 | (京都桂病院)          |
| 理事  | 尼川 龍一 | (日本バプテスタ病院)      |
| 理事  | 池田 栄人 | (京都第一赤十字病院)      |
| 理事  | 岩本 一秀 | (京都山城総合医療センター)   |
| 理事  | 小野 晋司 | (三菱京都病院)         |
| 理事  | 梶龍 兒  | (国立病院機構宇多野病院)    |
| 理事  | 黒田 啓史 | (京都市立病院)         |
| 理事  | 小池 薫  | (国立病院機構京都医療センター) |
| 理事  | 島崎 千尋 | (京都鞍馬口医療センター)    |
| 理事  | 坪井 知正 | (国立病院機構南京都病院)    |
| 理事  | 吉岡 隆一 | (府立洛南病院)         |
| 理事  | 吉田 憲正 | (済生会京都府病院)       |
| 監事  | 香川 惠造 | (市立福知山市民病院)      |
| 監事  | 森本 泰介 | (京都市立病院)         |

# 令和4年度診療報酬改定率決定診療報酬本体 プラス0.43%

(看護の処遇改善や不妊治療の保険適用への特例的な対応 [プラス0.40%] などを含む)

12月22日、令和4年度診療報酬改定率が決定しましたので、その概要をお知らせします。

診療報酬本体はプラス0.43%となりました。

このうち、看護の処遇改善と不妊治療の保険適用のための対応にプラス0.4%を充てる一方、リフィル処方箋(反復利用できる処方箋)の導入によりマイナス0.1%、小児の感染防止対策に係る加算措置(50点)の来年3月末での廃止によりマイナス0.1%とされ、これらを除く改定率はプラス0.23%となります。医科改定率はプラス0.26%。薬価・材料価格はマイナス1.37%。

## 1. 診療報酬(本体) +0.43%

### (1) うち、(2)~(5)を除く改定分 +0.23%

各科改定率	医科	+0.26%
	歯科	+0.29%
	調剤	+0.08%

### (2) うち、看護の処遇改善のための特例的な対応 +0.20%

### (3) うち、リフィル処方箋(反復利用できる処方箋)の導入・活用促進による効率化 ▲0.10%

(症状が安定している患者について、医師の処方により、医療機関に行かずとも、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用できる、分割調剤とは異なる実効的な方策を導入することにより、再診の効率化につなげ、その効果について検証を行う)

### (4) うち、不妊治療の保険適用のための特例的な対応 +0.20%

### (5) うち、小児の感染防止対策に係る加算措置(医科分)の期限到来 ▲0.10%

## 2. 薬価・材料価格 ▲1.37%

薬 価 ▲1.35% ※うち、実勢価等改定 ▲1.44%  
※うち、不妊治療の保険適用のための特例的な対応 +0.09%

材料価格 ▲0.02%

なお、上記のほか、新型コロナ感染拡大により明らかになった課題等に対応するため、良質な医療を効率的に提供する体制の整備等の観点から、次の項目について、中央社会保険医療協議会での議論も踏まえて、改革を着実に進める。

- 医療機能の分化・強化、連携の推進に向けた、提供されている医療機能や患者像の実態に即した、看護配置7対1の入院基本料を含む入院医療の評価の適正化
- 在院日数を含めた医療の標準化に向けた、DPC制度の算定方法の見直し等の更なる包括払いの推進
- 医師の働き方改革に係る診療報酬上の措置について実効的な仕組みとなるよう見直し
- 外来医療の機能分化・連携に向けた、かかりつけ医機能に係る診療報酬上の措置の実態に即した適切な見直し
- 費用対効果を踏まえた後発医薬品の調剤体制に係る評価の見直し
- 薬局の収益状況、経営の効率性等も踏まえた多店舗を有する薬局等の評価の適正化
- OTC類似医薬品等の既収載の医薬品の保険給付範囲の見直しなど、薬剤給付の適正化の観点からの湿布薬の処方の適正化

### ■ 看護における処遇改善について ■

看護職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「公的価格評価検討委員会中間整理」(令和3年12月21日)を踏まえ、令和4年度診療報酬改定において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関(注1)に勤務する看護職員を対象に、10月以降収入を3%程度(月額平均12,000円相当)引き上げるための処遇改善の仕組み(注2)を創設する。これらの処遇改善に当たっては、介護・障害福祉の処遇改善加算の仕組みを参考に、予算措置が確実に賃金に反映されるよう、適切な担保措置を講じることとする。

(注1) 救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関

(注2) 看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。